

令和4年第10回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和4年11月7日（月）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩 靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学び未来課長	学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	教育指導課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	50号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について	承認
2	51号	東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について	承認
3	52号	令和4年度東京都北区一般会計補正予算（第5号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
4	53号	東京都北区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
5	36号	後援・共催事業について	了承

令和4年第10回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和4年11月7日(月) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和4年第10回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>初めに、日程第1、第50号議案「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について」を議題に供します。</p> <p>教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第50号議案についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、第50号議案別紙報告書のほうをご覧ください。</p> <p>最初に、9ページをお願いいたします。9ページでございます。</p> <p>まず、この点検評価の趣旨が記載してございますが、地教行法第26条の規定によりまして、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理、執行の状況を点検・評価を行いまして、その報告書を作成して、議会に報告し公表をするものでございます。</p> <p>それでは、1ページをお願いいたします。</p> <p>1ページの上段でございますが、教育委員会の組織ということで、令和4年3月31日現在の任期でお示しをしております。</p> <p>続いて、2ページの中段でございます。教育委員会会議の開催状況をお示しをしております。</p> <p>6ページまでは、各回の案件を表形式で、その後、8ページまでは、その他の活動を個別で記載をしております。</p> <p>8ページでございますが、四角枠で、3年度にご参加をいただいた事業等の総回数を記載してございますが、新型コロナウイルス感染症により、昨年度に引き続きまして事業の中止と影響が継続したため、合計56回となっております。なお、令和2年度は35回、令和元年度は101回、平成30年度は97回ご参加をいただいております。</p> <p>10ページでございます。それぞれの事業の評価の仕方ということで、中段にA、B、Cと記載してございますけれども、目標に対する実績の割合をAは90%以上、Bは70%以上、Cは70%未満という形でお示ししております。</p> <p>12ページでございます。12ページには、教育振興部分の評価の対象となります北区教育ビジョン2020の体系図をお示ししております。</p> <p>また、13ページの左側に白抜きで事業群(重点事業)として記載されている事業につきまして、昨年度より全事業を評価対象としてございます。</p> <p>14、15ページでございますが、合計28事業の評価の一覧をお示ししております。</p>

16ページ以降に、教育振興部分のそれぞれの事業の評価シートを記載してごさいます。

このうち、評価Cの事業、2事業ごさいますが、最初に22ページでございまして、22ページ、教科担任制の導入ということで、教員の人材確保が大きな課題となっており、コロナ禍における対応のため、十分な検討が進まなかったとしてございまして。

二つ目が、28ページでございまして。

28ページ、東洋大学連携事業・体力の向上でございまして、東洋大学と連携事業であった「東京駅伝」大会が発展的終了となったことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により検討が進捗しなかったというところでございまして。

続きまして、62ページから72ページまで。62ページからでございまして。

62ページから72ページまででございまして、学識経験者の意見を掲載してございまして。様々な事業につきましてご意見をいただいておりますが、総じて新型コロナウイルス禍における事業の在り方、また評価対象事業の目標設定、評価の視点等につきまして、よりの確な目標設定及び評価をすべきという趣旨のご意見を随所でご指摘いただいておりますと受け止めてございまして。

続きまして、子ども未来部の評価についてでございまして。

74ページまでお進みいただいて、74ページでございまして。こちらは、子ども未来部の評価の前提となる子ども・子育て支援計画2020の冊子から抜粋してございまして。

75ページの取組事業の中のグレーの網かけをしている部分が、評価対象事業になってございまして。

76ページには、評価対象である12事業とその評価を一覧で記載してございまして。

77ページ以降は、各事業の評価の詳細を記載してございまして、91ページから94ページまでが東京成徳大学の石黒教授に学識経験者としてまとめていただいた意見となっております。おおむね各事業とも一定の評価をいただいた上で、さらなる充実を期待するというような記述が随所に見受けられていると捉えてございまして。

以上が冊子のご説明でございまして。

なお、教育振興部所管事業につきましては、昨年度評価対象事業の選定を見直しまして、教育ビジョンの重点事業全27事業へ拡大したところでございまして。その中で、とりわけ各事業の目標と実績、こちらにつきましては、学識経験者のご意見にごさいましたとおり、設定の仕方がまだ十分に精査されていない面があると捉えてございまして。今回の学識経験者のご指摘も踏まえまして、目標設定の仕方も含め、評価の手法につきまして、さらなる改善を図ってまいりたいと考えてございまして。

ご説明は以上とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明をありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございましてでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

ご説明、ありがとうございました。何点か質問並びに若干の意見を申し述べさせていただきます。

まず、21ページ、確かな学力向上プロジェクトのところの学力フォローアップ教室に関してですけれども、人材確保が困難になってきていることが課題として挙げられております。現在のフォローアップ教室におけるきたコンの活用の様子ですとか、あと人材確保については、学校に依頼する形を現在取っているというふうに認識していますので、すけれども、コロナ禍でますます困難なことがここに掲げられているとおり推測されます。放課後のわくわく教室等とのつながりも含めて、現在どのようになっているのか教えていただきたいと思います。

次に、22ページの教科担任制の導入について、先ほど課長からも話題として上がったところですが、以前に教育指導課長から、都教委のほうから特段北区に教科担任を意識した人事の配置はないように伺っておりますけれども、来年度に向けてもその辺りの都教委との連携、人事に関することはどのようになっているのか、差し支えない範囲で教えていただければというふうに思います。

3点目です。23ページの魅力ある学校図書館づくりに関してです。これにつきましては、全国的に朝読書などの継続が成果を上げてきて、読書量の増加が児童・生徒に見られるというように認識して、そのようなデータがあるというふうに認識しております。

これについては、北区も例外ではないのかというふうに捉えています。きちんとしたなかなかデータが取りにくいことかというふうには思いますけれども、これについても北区も一般的な傾向としてそのような成果を取り上げてよいのではないのかというふうに思いました。これは意見です。

次に、28ページ、東洋大学との連携のことですけれども、先ほどこれについても課長からお話でしたが、今後の具体的な策として、手だてをどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいというふうに思います。

それから31ページです。これについては、学識経験者の山本先生からもご指摘いただいているところだと思いますが、北区では、指導員ですとか心理士の方などが相談に応じて、適宜学校に出向いてご指導なども、あるいは助言などもなさっているというふうに受け止めています。そのこととのこの関連から、派遣ゼロについて、もう少し詳しく教えていただければというふうに思います。

次に、39ページ、理科大好きプロジェクトです。この理科大好きプロジェクトと直接関係することではないのですけれども、様々な学校園ですとかビオトープですとか、学校の施設設備に関することの充実を北区は図っている上で、ボランティアとの連携が非常に大事という視点からのお話なんですが、先日も豊川小学校で環境展が行われました。年々縮小傾向にあり、ボランティアの方が行ってくれる出前授業等も縮小傾向にあるように受け止められて、とても残念に思っております。

先ほど申し上げましたような、各校に整備されているビオトープですとか、学校園の

充実が理科教育にはやはり不可欠なことだというふうに思いますけれども、そういったことのビオトープなどの維持については、なかなか学校職員だけでは大変ですので、こういう有志のボランティアの方々のお力添えがとても大事ですし、その方々の専門知識が子どもたちの学力向上にもつながるものだというふうに思っております。環境展などの充実をサポートすることがボランティアと学校との結びつきを強くするものだというふうに思いますので、これとは少し話が広がってしまいますけれども、その点についても、今後、大きな課題であるというふうに私自身は考えております。

次に、45ページです。教育先進都市を支える働き方改革のところですが、これについて、この中で3点ございます。

⑤番のところに、小学校35校中34校に配置と中学校は配置なしというふうに、教員事務補助のことがありますけれども、この中学校の配置なしだった理由と今年度の現状がどうなのかを教えていただきたいと思っております。

それから、その次の6番目の部活動指導員の配置。今後、地域移行へということが大きな課題として掲げられておりますけれども、今現在、今年度の現在の状況について教えていただきたいと思っております。

それから、少し戻って④番の学校徴収金の公会計化の検討について。これについても、検討を行えなかった内容について詳しく教えていただきたいと思っております。

少し飛びまして、85ページ、子ども未来部保育課のほうですけれども、石黒先生から私立保育園の研修の充実もというようなご指摘をいただきましたけれども、この評価対象年度における目標と実績の(6)番に、公民保育施設合同研修というふうにございます。私立も含めて、北区では研修体制を取っているのではないかとというふうに私自身は思っていたのですが、違っていたらすみません、その点も教えていただきたいというふうに思います。

なお、山本先生、石黒先生より様々ご指摘いただいているご意見に関しては、全体的に真摯に受け止めるべきというふうに思う点がほとんどでございました。その中においても、教育委員の活動に関するところが山本先生よりございましたけれども、委員会の報告ですとか、この本報告書などからのみの判断ですと、このようなご指摘に当たるところもあるかと受け止めております。

反面、8ページにも記されていますように、表立って、8ページの最初の、8ページの冒頭のところです。社会教育行事などへも参加している、その他、学校の訪問等も行いという辺りですけれども、このように記されておりますように、表立っては見えにくいその他の活動や委員会後の協議会での意見交換などもしておりますし、また各委員ともに委員を離れた立場からも知り得た区民としての情報ですとか意見を交換するなど、北区が教育委員の任命に当たって配慮されている地域等に密着した人材としての役割は、皆様、認識しているところだというふうに思っております。

また、研究発表会などは、確かに、ご指摘のとおり当日の参観のみでは、研究経過における詳細まで知り得ることは不可能なことですけれども、日頃の学校の様子への風聞ですとか、学校だより、あるいはホームページなどと併せて勘案しまして、その上での感謝や激励をさせていただいているので、決して第三者的視点からではないことはご理解いただきたいと感じました。

私個人としましても、元学校職員であったことからの選出を踏まえまして、これからも教育指導課一般訪問への動向をさせていただき、そこで得られた情報などは、各委員とも共有を図っていきたいというふうに思っております。

また、総合教育会議の開催回数やその議論の在り方については、清正教育長先生、あるいは各委員の皆様と検討の上、区長部局とも調整を今後、図っていく必要性を私自身も考えているところです。

最後になりましたが、本報告書は、令和3年度に関するものであり、現在が令和4年11月であることを考えますと、次年度への提言としての役割は期待しにくいのではないかと考えます。年度末まで待っての点検及び評価とはいえ、せめて夏前には区切りをつけられ、PDCAとしての機能が活かせるように、さらに検討をする必要があるのではないかとこのように思いますが、この点について、そのようにできない理由がありましたら、そのことも併せて教えていただきたいと思います。

以上です。

清正教育長

ありがとうございました。

では、大きくいうと9点あるかと思いますが、現時点でお答えできる、あるいはコメントできる点がありましたら、それぞれお願いしたいと思います。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

一応何点かありましたので、順次お答えしていきます。

まず、フォローアップ教室の人材確保についてというご質問でした。先ほどご指摘のとおり、フォローアップ教室の人材については、各学校で探していただくということにしております。各学校では、スクールコーディネーターの方などに協力もいただきながら、地域で担当していただける方を探しているという状況でございます。

なかなか人材が見つからない地域などもありまして、その辺りは、学校間で連絡を取り合いながらやっている例もございます。

次に、教科担任についてのご質問でございます。先日、都教委のほうからも直接、来年以降の取組について、説明の方がこちらのほうに来庁されましたけれども、都教委、現在、理科と体育の専科教員を中学校の教員を小学校に派遣して、教科担任を実施するというモデル事業をやっておりますが、来年もまた新たにそういった学校を指定して、研究していくという段階だというふうに伺っております。文科省のほうでは、もう今年度から小学校の教科担任という話になっておりますけれども、東京都の教育委員会としては、来年度もまだモデル事業の段階というふうなことで聞いておられて、では、再来年それが全体に広がるのかということまでは、まだ答えられる段階にないというお話でございました。

そのところも本当は見据えて、北区でどうするかということ、都の北学園に向

けての部分で、今、予算要望中でありますけれども、来年度、都の北学園では、講師などを活用して、施行をできればと考えています。

それから、東洋大学との連携のご質問でございます。もともと東洋大学との連携は、先ほどの記載のとおり、東京駅伝を中心にしてその指導とかそういうところで連携をしてきたものではございますけれども、東京駅伝自体が東京のオリンピック2020を目標にして実施されていた事業で、オリンピック1年延ばされましたけれども、コロナ禍ということもあって、実際には中止という形で終わってしまったものでございます。

ですが、今後、いろいろなオリンピック・パラリンピックレガシーを生かしたというところも含めまして、東洋大学、また東洋大学以外の大学や地域のスポーツ団体との連携を深めた子どもたちへの教育活動ということについては、今、検討を進めておりまして、また来年度も計画は今、進行中でございます。

次に、働き方改革の部分で、部活動指導員については教育指導課なので、お答えします。今年度につきましては、中学校12校の中で、部活動指導員を派遣できているのは10校でして、2校については派遣ができていません。計画としては、1校1部活1人ずつ、12名配置するという計画にはなっておりますけれども、2校配置できていません。

学校によって、教員の異動がございまして、その年によって要望のある部活動の種類が変わってまいります。それについて、学校で見つけていただいた指導員の方、もしくは教育指導課のほうでホームページ等で募集した指導員の方を紹介するという形でやっていますが、そのマッチングがうまくいきませんでして、今、2校については未配置のまま進んでおります。

以上でございます。

子どもわく
わく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわく
わく課長

私からは、21ページの確かな学力向上プロジェクトに関しまして、放課後のわくわくひろばとのつながりということでご質問をいただいております。放課後の学童クラブ、それから放課後子ども教室、含めてわくわくひろばの活動でございますが、こちらは、あくまで家庭と同様に、学校での使用ルールに基づきましてきたコンの活用を可能という形で対応してございます。

学校のひろばの活動エリアでございますけれども、課題が一つございまして、インターネット環境、まだまだ整っていない学校もある。ただ、そのような中で、GIGA端末の活用、きたコンの活用というのを進めていく中で、整っていないところにつきましては、現在、移動用ルーター、個別の端末、わくわくひろば全体で100台、今、借りているところございまして、そういったものを活用しながら、なるべく放課後の自主学习、そういった場を確保しているというような状況でございます。

以上でございます。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 私のほうからは、石黒先生からいただきました本報告書に対する意見の中で、93ページの中にあります保育園職員等の各種研修のところですね、その中で、公立保育園、私立保育園、合同の研修があったと記憶しているがという、本間委員からのご質問だったと思います。本間委員お見込みのとおり、既に公立保育園、私立保育園、合同の研修、スキルアップ研修などの既存の研修を実施しておりますので、委員お見込みのとおりでございます。

ただ、一定程度その研修の進捗が進んできたのか、ここに来まして参加率がかなり下がってきたところでもありますし、また一方では、オンラインの研修を希望される私立園の先生方も多くいらっしゃるかと、今後、その研修の在り方みたいなことは、これまでどおり同じやり方ということではなくて、回数を効率的に減らしてみるとか、オンラインを導入してみるとか、やり方については、今後、検討をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

清正教育長 ありがとうございます。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 私からは、45ページ、学校働き方改革のうち、教員事務補助員の配置についてお答えいたします。

中学校への配置でございますけれども、中学校のほうは、令和2年度に12校中8校に配置いたしましたけれども、令和3年度、令和4年度につきましては、区長部局とも調整の結果、総合的に判断をして配置を見送っているところでございます。応募に関する課題、あるいは区費の事務職員との業務の整理などの課題もございますけれども、中学校長会、また区長部局とも相談しながら、来年度の制度の配置に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

学び未来課長 教育長

清正教育長 学び未来課長

学び未来課長 私の方からも、今、学校支援課長からもありました働き方改革の部分の④番、学校徴収金の公会計化の検討のところをごさいますて、十分な調査、検討を行えなかった内容を詳しくというお話でございました。

内容につきましては、一言で言ってしまえば、コロナによって、まずは先行して平成30年度に文部科学省の通知があつて以来、先行して公会計化に取り組んでいる自治体の話をまずは聞きたいというところを思っていましたけれど、コロナの関係でなかなか行く機会がなかったというところと、あと昨年度に関しましては、年度途中から組織改正が予定されていて、新しい組織で公会計化をやるということになっていたというところも影響はしているかなと考えております。

今年度に関しては、新しく学び未来課の方で、調査、研究、進めておりまして、来年度の評価、報告につきましては、また違う形で実績を報告できるかなと考えております。

以上です。

教育総合相談センター所長 教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長 私からは、31ページでございます、特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣について、昨年度、0回だったということについての説明と今後についてのお話をさせていただきます。

専門家チームにつきましては、基本的には、心理士、教員職、福祉職、この3人がチームとなって学校へ派遣しております。令和2年度につきましては、派遣3回、令和3年度が0回だった理由でございしますが、まずは、こちらを使うに当たっては、現時点では申請方式を取っております。その手続等に対して、恐らく周知不足、PR不足があつたのかなというふうに我々としては考えておりますが、実際の支援につきましては、心理士が行く、あるいは教員職が行く、福祉職が行くというのは、個別では対応しているところがございます。

チームとしての組織力を伴った派遣実績はありませんが、必要に応じて支援そのものは引き続き実施しておりますが、今年度につきましては、そういった手続、あくまでも学校さんでこういったものについては、派遣申請を下さいということも含めた周知徹底と今年度につきましては、もう既に外部有識者、並びに医師を招いた専門家チーム、2回ほど実施しておりますので、昨年度以上に今年度は実績が上がってくるものというふうに考えております。

以上でございます。

清正教育長 ありがとうございます。

	<p>39ページに関して、理科大好きプロジェクトでボランティアとの連携ですとか、あとビオトープの維持、環境展へのサポートに関するご質問いただいていますけれども。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	<p>生涯学習・学校地域連携課長でございます。</p> <p>39ページの例えばビオトープとかの事業でございますけれども、スクールコーディネーターが中心となりまして、地域の人たち、学校支援ボランティア活動への参加の呼びかけでございますけれども、まだまだ学校支援ボランティア推進事業への理解がまだ地域、そして学校への十分な理解というものが進んでいない部分がございます。学校によって、かなりボランティアさんを活用している部分とそうでない学校がありますので、今年度、さらに周知の部分で力を入れていきたいというふうに対応を考えているところでございます。</p>
清正教育長	あと、ご意見としていただいた子ども読書に関しては、何か、もしあれば。
中央図書館長	教育長
清正教育長	中央図書館長
中央図書館長	<p>いただいたご意見に踏まえ、学校図書館の利用実績等の今回、システムを新たに更新している状況もございますので、どのような捉え方ができるか、またどういう形で成果指標等を設定したら適切かという等、研究していきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、私からは、この点検評価の時期というものをやはり点検評価をすることによって、今後の改善の方向に結びつけるという意味からも、時期を早くというご質問についてでございます。</p> <p>まさに、委員ご指摘いただきましたとおり、この点検評価をやる意義、今後の課題や</p>

今後の方向性を明らかにすることによりまして、効果的な教育行政の一層の推進というところがございます。法律上は、毎年それを公表しなければならないというところがございます。特に時期についての明言はされてございませんが、これまでの流れの中で、区議会の第4回定例会というものを意識しながら作成させていただいたところがございますが、今、ただいま委員からご指摘いただきました内容を踏まえまして、これがもう少し早く報告を用意することができないかどうか、内部のほうで検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

清正教育長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

もしお答え切れていない部分、あるいは追加で何か補足すべき点があった場合は、また後ほどでも結構ですので、情報提供いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第50号議案につきましては原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第2、第51号議案「東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について」を議題に供します。

子どもわくわく課長から説明をお願いいたします。

子どもわくわく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわくわく課長

それでは、第51号議案、お手元にご用意をお願いいたします。

日程第2、第51号議案「東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について」でございます。

議案書、表紙、それからもう1ページおめくりいただきまして、2ページ左側の説明欄、ご覧願ひします。

本件は、新たな学童クラブを設置するとともに、既存の学童クラブの名称を変更するため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、そのお隣、3ページの議案参考資料に基づき、説明させていただきます。

まず、1の要旨でございます。

令和5年4月における学童クラブの待機児童を発生させないよう、学童利用者数の増加に対応するため、学童クラブの新設及び定員変更を行いまして、355名の定員増を図るものでございます。

2、現在までの学童クラブ待機児童の状況はお示しのとおりでございます。

3、令和5年4月期に向けた対応でございます。

(1)の定員についてご覧いただきたいと存じます。

2行目の括弧書きにございますとおり、七つの学童クラブを新設、また既存クラブ二つの定員拡大も含めまして、合計355名の定員増を図り、88学童クラブ体制、定員総数3,845名といたします。

学校ごとの対応でございますが、さらにページをおめくりいただきまして、裏面の4ページをお願いいたします。学校ごとに表の左側に現在の状況、右側に令和5年4月以降の対応を対比で記載してございます。

まず、王子小学校につきましては、学校敷地内にごございます増築棟に放課後活動の拠点を配置しているところでございますが、学童クラブは現在6クラブ体制で、定員240名、それに対し、定員にほぼ近い234名の児童が利用登録してございまして、来年度の利用者数増加も予想されることから、同じ増築棟内の2階にごございます多目的室を転用いたしまして、第七クラブとして配置するものでございます。

次に、王子第一小学校、それからその下段、王子第五小学校、なでしこ小学校、それと二つ飛びます、滝野川第二小学校、以上の4校につきましては、学校校舎内の諸室について、放課後の時間帯に活用していない部屋を学童クラブとして供用する形で新設を図るものでございます。なお、王子第五小学校につきましては、現在、1学童から2学童とするため、既存学童クラブを第1として名称変更を、また、なでしこ小につきましても、現在のふたば、みつば、よつばという名称につきましては、新設する学童を含めまして、第1から第4と条例上の名称を変更することといたします。

次に、5ページでございます。西ヶ原小学校、田端小学校についてでございます。

学童クラブを含めます小学生の居場所機能を担う放課後子ども総合プランにつきましては、その活動場所は、学校施設内を基本としているところではございますが、この2校については、学校内における確保が困難なため、近隣で確保するというものでございます。

西ヶ原小学校につきましては、学校から150メートルほどのところの区立西ヶ原南保育園にごございます多目的室、普通教室1教室相当の広さの部屋がございます。こちらを活用して、第三クラブを新設いたします。また、田端小学校につきましては、もともと来々、令和5年秋に移転を控える田端児童館の現在の場所に、学校内の学童クラブを令和5年、同年でございます、12月に移転する計画でございましたが、その移転に先行いたしまして、令和5年4月から児童館内の旧育成室、こちらを活用して第四クラブを新設いたします。

次に、条例改正を伴わない既存学童クラブの定員拡大につきましても、併せてご説明

させていただきたいと存じます。

4ページ下段のところでございます。浮間小学校及び西浮間小学校につきましては、現在の学童クラブ室に隣接いたしますスペース、こちらを新たに学童クラブのエリアとしての転用を図りまして、既存学童の定員拡大を図ることといたします。いずれも30人増としてございますが、こちらは、新たな小規模のクラブとして新設するのではなく、隣り合う既存クラブと一体的に活用、育成することのほうが、児童が活動しやすく、また運営もしやすいといった現場の意見を踏まえた判断をしたものでございます。

以上が令和5年4月に向けた学童クラブの新設及び定員変更の概要となります。

なお、本件に関しましては、区議会第4回定例会へ条例改正議案の提案を予定してございまして、本日の教育委員会、日程第4、第53号議案の条例改正議案に対する意見聴取に関する議案としてもご提案させていただいております。

以上、ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第51号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第3、第52号議案「令和4年度東京都北区一般会計補正予算（第5号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第52号議案でございます。お開きいただき、1ページのほうをご覧ください。

本議案は、令和4年第4回北区議会定例会に提出する議案の作成に当たりまして、項番1にお示しの補正予算について、教育委員会に意見を求めるものでございます。

4ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

両部の予算を合算してお示ししてございます。詳細につきましては、後ほど教育振興部と子ども未来部、それぞれから説明をさせていただきますが、この表につきましては合算をした表となっております。

初めに、上のほう、歳入でございます。縦の列、右から2列目が補正額の欄となっております。一番下の歳入合計で2億2,305万2,000円の増額でございます。

次に、下の表、歳出をご覧ください。それぞれ3款福祉費、8款教育費となっております。同じように右から2列目が補正額の欄です。福祉費は4億1,382万6,000円、教育費は4億1,200万円、一番下の歳出でございますが、福祉費と教育費合計で8億2,582万6,000円の増額となっております。

それでは、詳細につきましては、教育振興部に関連するものは教育政策課長から、子ども未来部に関連するものは子ども未来課長から順にご説明いたします。

最初に、5ページをご覧ください。左肩に第52号議案参考資料①と記載されている資料をご覧ください。こちらが教育振興部分でございます。

まず下段の表、歳出のほうをご覧ください。第8款教育費の第1項教育総務費、教育指導費の(1)番、学習教材等購入支援事業費でございます。こちらは、地方創生臨時交付金を活用します新規事業でございます。予算額は4億1,200万円でございます。

物価高騰の影響を受ける中におきまして、区内に居住する児童生徒などの学習を支援するため、今年度限りの措置といたしまして、図書カード8,000円分を配布し、子育て世帯の負担軽減を図るものでございます。対象は0歳から18歳、いわゆる高校生世代の区内居住者で、約4万6,000人を対象としてございます。なお、対象は、区立学校の在籍児童に限らず、国立、私立学校在籍児童生徒等も対象とするものでございます。

その上の表、歳入をご覧ください。

こちらは、区長部局の歳入でございます。議案のほうにはお示ししてございませんが、歳出の学習教材等購入支援事業費の財源となるものでございまして、第15款都支出金、第2項都補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。3億1,500万円余を充当するものでございますので、議案参考資料の中でお示しさせていただいたところでございます。

以上が教育振興部にかかわる補正予算でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

じゃあ、続けて、子ども未来部所管事業の説明に入ります。
5ページ、お隣の6ページご覧いただけますでしょうか。下段にある歳出の表を基に

説明をいたします。

款といたしましては、第3款、全て福祉費になります。

項はいずれも児童福祉費になりまして、最初の目、まず児童福祉総務費でございますが、(1) 子どもの未来応援事業費ですが、物価高騰に対する東京都からの補助金を受けまして、子ども食堂1団体当たりの年間補助額の上限が当初の36万円から48万円に増額するとともに、配食、宅食を行う団体については、年間補助額が60万円から72万円と増額となるといったようなことでございます。子ども食堂への補助につきましては、補助率が2分の1となっておりまして、配食・宅食への補助につきましては、東京都の補助率10分の10となります。

(2) の子育て世帯支援特別給付金事業費ですが、こちらですが、こちら、教育委員会では5月27日に教育長の専決処分を行った旨報告を行いました特別臨時交付金、これは国制度でしたが、その給付金、国によるもので、18歳以下の児童を養育する世帯で、児童扶養手当受給者及び住民税非課税世帯を対象にした、そういった補助金、給付金を行ったんですが、今回は、東京都のほうがそれと同じ要件を持っている方に補助をしたかどうかといったような制度を創設しまして、それを活用し、国制度の給付金と同じ対象者、原則として同じ対象者に追加で児童1人当たり5万円の給付を行うものがございます。こちらですが、補助率は2分の1となります。

(3) です。ベビーシッター利用支援事業費でございます。

東京都の補助を活用した事業になりますが、利用者数の増に対応するため増額とするものがございます、補助率は10分の10でございます。

次が、児童保育費です。

次の項の児童保育費になりまして、(1) といたしまして、民間保育所運営支援事業費でございますが、こちら物価高騰緊急支援のため、東京都の補助を活用したものでございまして、区内民間保育施設に対して支払うものでございます。補助率は、園の規模ですとか、あと利用形態、そういったもので単価が定められているものでございまして、総額としてはお示しのとおりというところでございます。

最後に、子育て支援費でございます。

(1) が子どもセンター、1款、(2) が学童クラブ、(3) は放課後子ども総合プラン一般登録分ということで、(2)、(3) につきましては、それぞれ8小学校分、これが民営、民間事業者が運営する施設において、事業者が変更となる際に、次年度から新たに業務を引き継ぐ事業者に対して、新年度からの業務を円滑に遂行するために、今年度中に事業者から引継ぎを受けるための経費となります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原

案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第52号議案については原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第4、第53号議案「東京都北区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

すみません、子ども未来課長です。

まず、私からは、一番目の、一、二がすみません、子ども未来課の所管になりますので、説明をさせていただきます。

私のほうから、まず、1枚おめくりいただきまして、1ページのところです。1、2、3、4ということで、条例が四つ、今回、審議の対象になる条例が四つあるわけですが、まず、一番の北区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての説明でございます。すみません、紙を1枚、2枚、3枚めくっていただけますでしょうか。

分かりにくくて大変恐縮なんです、子ども・子育て会議条例の案文としては1ページ、全体の資料としては5ページといったような表記になっているかと思うんですけど、下のほうのページは大丈夫でしょうか。大丈夫ですか、すみません。

その説明欄を読まさせていただきます。子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、次の2ページの新旧対照表をご覧ください。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、下段の現行、この第1条及び第2条第1項の引用条文、こちらが77条第1項から72条第1項へ改める規定の整備を行うものでございます。

それでは、すみません、またお隣の1ページに戻っていただきます。付則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するということでございます。

以上、こちらの条例については、この説明、おしまいでございます。

次に、2番目の子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

こちらにつきましては、7ページからその議案が始まるわけですが、まず、

それを1、2枚めくっていただくと、この条例の案文としては4ページ、全体としては11ページといったようなもの、ページが出てくるかと思うんですが、そちらをご覧くださいいただけますでしょうか。

説明欄、4ページの一番最後の説明欄を読まさせていただきます。

高校生等に係る医療費の助成を拡充するほか、規定の整備を行うため、この条例を提出するものでございます。今後の取組、高校生の医療費の無償化の取組につきましては、9月13日の協議会のほうでご説明させていただきます。今回の条例改正というのは、その取組を法的に整備するための条例改正といったようなこととなります。

では、各条文の改正の内容に進みます。1枚おめくりいただけますでしょうか。上段が改正後、下段が現行となつてございまして、説明、結構上段と下段を行ったり来たりしますので、すみません、なるべく丁寧には思っていますが、そんなことでご了承ください。

まず、上段、改正後の第一条なんです。上段、改正後の条例。子どもを養育している者等という「等」が入るだけなんです。これは、今回、助成の対象の方が拡充にありますというのは、これまでというのは、養育されていない子ども本人というのは、助成の対象外だったんですが、今回は、18歳以下の方であれば、例えば本人が働いて稼いでいても、この医療費の対象になると、医療助成の対象になるということで、そういった本人が含まれるということで、「等」といったものが入ります。

次です。第二条でございます。用語の定義でございます。

これまで子ども医療費の助成につきましては、通院、入院を含む医療費につきましては、中学生までを対象として助成を行い、高校生等については入院費のみを助成する規定としてございました。

しかし、今回、東京都の補助制度を活用し、高校生等についても中学生以下の児童と同様、入院だけでなく、通院に係る自己負担分についても助成を行うことから、この条例における子どもの定義をいわゆる高校生等も含める形で改正している。これが第二条の改正でございます。

さらに、主に高校生等になるのですが、婚姻をしている者というのは、これまでは自立しているといったようなことで、補助対象外としてございましたが、今回からは、その年齢でもって、自立している、していないではなく、その年齢でもってその対象とするかしないかを明確に区切るため、婚姻のところですね、そういったものを削除するような形としてございます。

次に、現行の第4項、第5項のところなんです。これは文言整理の中で、改正後の条例では、第3条に規定する取扱いといたしました。

改正後の条例第3条は、次の6ページになりますが、対比いただければと思います。なお、改正後の第3条の第1項のところ、現在、助成の対象外としている自立している高校生等について、今回の見直しによる対象に含むこととし、その本人を含むことについて規定を加えてございます。すみません、第3条の第1項第3号のところですね。これが追記になっているということでございます。

次です。

下段、現行でございまして、第3条第2項ということで、何か6ページの一番最後の

ほうから次のページにわたるところでございますが、こちら、改正後は第3条第3項となりますが、1号から3号については、文言の整理を行いました。

次のページに進みます。7ページ、ご覧いただけますでしょうか。

現行の第4号につきましては、これまで子ども本人が社会保険の被保険者となっている場合、つまり子ども自身に一定程度の収入があつてといったような場合が主なのですが、そういったことについては、補助の、これまではその補助対象外としてございましたが、今回、助成の対象とすることから、規定を削除する取扱いとしてございます。

第4条につきましては、文言の整理です。

第5条につきまして、まず下段の現行のほうでございます。高校生等にあつては、入院に係るものに限るとありますが、これまでは入院、高校生については入院助成だけが対象になっていたものですから、そういった括弧書きが必要だったんですが、今回、削除になるということ。

また、上段、第5条の上段のほうでございます。やはり同じように括弧書きのところに傍線が引かれております。こちらなんですが、入院時の食事療養費の自己負担分のことを書いたものでございまして、現在も入院に係る食事費というのは、助成の対象としてございませぬ。それで、今までも対象にしていなかったんですが、他自治体の条例など参考に、今回の改正を機に分かりやすくその助成の対象としないということを明記したといったような形でございます。

次、第6条でございます。

現行下段のほう、ご覧いただきたいんですが、第3項のところでございます。こちらは、現在北区独自で行っている高校生の入院医療助成でございますが、医療証を発行、今現在しておりませんで、高校生等につきましては、医療証の発行をしていないものですから、一旦、医療機関にその費用を養育者等が払った後、区から助成を受けると、そういった取扱いを定めてございますが、今回、この高校生等医療無償化に伴いまして、医療証が発行されますので、基本、窓口で本人負担というのがなくなります。ですので、この取扱いというのがなくなるものですから、これが削除になるといったようなことでございます。

7条も文言整理になります。

次、第8条でございます。

こちら、何を定めているかといいますと、損害賠償の請求権の譲渡というんですが、この規定というのは、例えば第三者にけがを負わされた場合において、その治療費というのが、本来過失割合に応じてその第三者、けがの原因となった第三者が負担すべきものであるところ、一旦本人が医療費を用いて治療費の自己負担分について区から助成を受けた場合、そのけがの原因となった第三者への損害賠償の請求権につきましては、助成を行った区に譲渡されるといったものを規定したものでございます。現行の条例では、児童等に係る関係対象者というふうにしておりましたが、高校生等であっても18歳を過ぎた、迎えた場合は成人とみなされるといったようなことも踏まえまして、請求権は本人に帰属するといったような解釈ができることなどを踏まえまして、改正後の条例では、請求権を有する者として損害賠償請求権者、また請求権を区に譲渡した者ということで、損害賠償請求譲渡者といったような言い方に変えてございます。

最後、第9条でございますが、助成費の返還に関する規定ですね。こちら第8条の2の改正を踏まえた形での文言整理というのを行いました。

では、すみません、本議案の3ページ目にお戻りいただければと、すみません、4ページですね、4ページのほう、付則ですね。3ページと4ページにまたがっているものでございます。付則のほうに戻っていただければと思います。

次の、第1項でございますが、付則の第1項、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。そして、第2項では適用関係を、第3項では必要な準備行為について、施行日前においても行うことができる経過措置を規定してございます。

以上、まず条例改正2件についてご説明申し上げました。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

恐れ入ります。ページで言いますと17ページにお進みください。

東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例でございます。中身をご説明させていただきます。

恐れ入ります、次のページ、18ページにお進みください。説明欄をご覧ください。医療的ケア児の受入れの開始による入園対象年齢の拡大に伴い、東京都北区立清水坂つぼみ保育園の名称を変更するため、この条例を提出いたします。

さきの教育委員会でもご説明させていただきましたとおり、来年度、令和5年4月からの受入れにおいて、医療的ケア児を受け入れることとなりました。それに伴いまして、これまで1歳、2歳、3歳の受入れで、つぼみ保育園という名前で清水坂つぼみ保育園を運営してまいりましたが、5歳児園に移行することに伴いまして、つぼみの名称を取りまして、通常の清水坂保育園という名称に変更するものでございます。

恐れ入ります。次の19ページに新旧対照表でお示ししているとおりでございます。

簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。

子どもわくわく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわくわく課長

引き続きまして、20ページでございます。東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本件でございますが、本日の日程第2、第51号議案のところ、学童クラブの設置及び名称の変更をご審議いただいたところでございます。こちらの内容をこの議案に表したものとなってございますので、個別の説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長	ありがとうございました。それでは、本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	すみません、1点だけ教えてください。 5ページと12ページのところで、18歳の年齢によって区切るというご説明がありました。まれに長期の病気療養等で、やむなく留年する高校生というのもいると思うのですが、そうした場合の救済措置のようなものは、特になのでしょうか。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	いわゆる何でしょう。20歳で高校生というか、そういう方もいらっしゃるんですが、基本的にこれ、年齢で区分けするというあれなんで、その身分ではなくその年齢で、18歳でいわゆるその学年が到達する日までですかね、それが東京都の取扱いでして、それに準じてそういった規定を行うものですから、そこでの、何ていうんでしょう、応援というか、というのは、基本的にはない形になります。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	そうした事例は、ごくまれなことだというふうに思いますので、予算的なことを考えてもそうそうかかるものではないので、今後、そうしたことに対する救済措置というの、どこかでご検討いただければというふうに思っております。
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	すみません、ご意見としては、教育委員会の中でご意見をいただいたということは、庁内でも共有して、今後検討してまいりたいと思います。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第53号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。日程第5、報告第36号「後援・共催事業について」、教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第36号「後援・共催事業」に関する報告でございます。1枚おめくりください。

今回、名義使用を承認した旨の報告、1ページから5ページまで、合計13件でございます。

1件目でございますが、北とぴあ演劇祭2022ショッコランファミリーコンサート、ショッコラン代表でございます。ほか12件、お示しのとおりでございます。

続きまして、6ページから8ページにかけて、合計9件、事業実績報告をお示しさせていただきました。

以上、ご報告とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和4年第10回教育委員会定例会を閉会させていただきます。